

◆平成27年度の任意継続の方の標準報酬月額上限の改定について◆

任意継続被保険者の健康保険料の基礎となる標準報酬月額については、健康保険法第47条により、事業所を退職時の標準報酬月額か、前年9月30日の全被保険者の標準報酬月額を平均した額のうち、いずれか少ない額を標準報酬月額とすることになっております。

平成26年9月30日の標準報酬月額の平均が、320千円から340千円に変更となりましたので、平成27年4月分の保険料から適用になります。